

日本証券金融株式会社 株主総会議事要旨

日時：2022年6月23日 10時～11時20分

場所：日本証券金融株式会社 本店6階会議室

総議決権数：899,404個 出席議決権数：785,043個

1. スライドおよびナレーションによる報告事項の説明
2. 議長による会社提案議案の説明
3. ストラテジックキャピタル丸木による決議事項（株主提案の議案）の説明

<第4号議案>

榊田社長の報酬を開示する、との提案である。当社の歴代社長は日銀からの天下りであり、日銀時代の報酬額と日証金執行役の報酬総額から単純に想像すると、榊田社長は日銀から天下って年収が約3倍かそれ以上になった可能性がある。これでは、現在の職務に打ち込んで日証金の株主価値を最大化しようとのインセンティブが起きないのではないかと懸念している。

しかし、もし、現時点の榊田社長の報酬は日銀時代より低く設定されており、今後日証金の株主価値が向上したら報酬を上げる予定である、などと開示されるのであれば、株主としては大いに評価できることになる。

<第5号議案>

日証金には、社長、会長、特別顧問、執行役専務、日証金信託銀行社長、日本ビルディング顧問、に少なくとも6名の日銀からの天下りがある、と理解している。これらの方々の報酬を個別開示して欲しいとの提案である。社長になれば自動的に会長、顧問、と長期間の報酬という特別待遇があり、執行役常務として天下っても、専務、日証金信託銀行社長などを歴任できるという特別待遇を受け、日証金の株主価値向上のために働くというインセンティブを失っている可能性があるからだ。

<第6号議案>

特別顧問の役職を定款に設けよ、との提案である。この趣旨は、特別顧問の役職を定款に定めることに反対の株主が多いのであれば、特別顧問の存在価値を認めていないということであり、現在の特別顧問制度を廃止すべしということだ。当社取締役会の反対意見の解釈は我々の主張の一部のみを切り取ったもので、誤りである。株主提案の意図は、定款に定めがあろうがなかろうが、特別顧問との役職は廃止すべきということである。この点を強調しておく。

議決権行使の助言機関であるISSも我々の意図を良く理解したうえでこの議案に反対を推奨している。すなわちISSは「本議案に反対することは、経営陣に対して特別顧問制度の不透明さに対する株主の懸念を伝えることになる」と評価している。他の株主も我々の意図を踏まえて議決権を行使するのである。

この議案が否決された場合には、本年 79 歳になる増淵氏は、潔く特別顧問を辞任されるべきである。

さらに、子会社の顧問となっている小島氏も同様に辞任すべきである。1998 年に当社の社長に就任して以来、会長、相談役、特別顧問を歴任し、現在は 84 歳で子会社の日本ビルディングの顧問だと理解している。違うのであれば、訂正して欲しい。

このような日銀 OB の歴代社長経験者は、我々株主から見て役に立っているとは思えないし、日銀から天下った方々が長年にわたり当社を食い物にし続けているだけと感じている。

<第 7 号議案>

我々は、政策保有株式は一切保有すべきではないと考えている。しかし、当社は、政策保有株式の保有目的を「取引関係を強化すること」や「連携を図ること」と開示しているため、その保有目的が果たされているか年 1 回は確認を求めるものである。具体的には、株式発行会社に売却希望を伝え、政策保有株式を売却しても取引に影響がないとの回答であれば、政策保有株式の売却を推進してもらいたいのである。

<第 8 号議案>

資本コスト以上のリターンを生まない純投資株式や非上場 REIT は売却して欲しいということだ。

純投資株式 129 億円、非上場 REIT 145 億円、これに第 7 号議案の提案を実行すれば政策保有株式 23 億円が売却でき、合計で約 300 億円だ。これらを売却して得た手取金で資本コスト以上のリターンを生む事業投資をすれば良い。もし、良い事業が無ければ特別配当や自社株買いで自己資本を減らしても良いのではないか。ROE は大きく改善するだろう。

我々株主は当社に有価証券投資で利益を上げて欲しいとは思っていない。本業で利益を上げて欲しい。有価証券投資のリターンを得たければ投資信託に投資する。

<第 9 号議案>

我々の株主提案の第 9 号議案は、原則として融資担保株式の議決権は行使せず、株主価値の毀損が明らかかな場合には、個別に検討して議決権を行使してその理由を開示せよ、というもの。これは、証券業協会のガイドラインを参考としたものである。このガイドラインでは、証券会社が中立的な立場を貫くためには議決権を放棄することを原則とし、議決権を放棄することが必ずしも望ましくない場合に株主総会議案をケースバイケースで慎重に判断する議決権行使の社内ルールを定めて公表することが証券会社に要請されている。

取締役会反対意見では、我々が「議決権行使基準の開示」を求めていることも反対理由としているが、我々は議決権行使基準の開示は求めているので、反対意見のこの部分は単なる誤りであることを指摘しておく。

4. 議長が、株主提案に対する招集通知に記載の当社取締役会の反対意見を説明
5. 議長がオンラインで受けた事前質問への回答
6. 議長から株主提案に対する当社取締役会の反対意見の説明
7. 質疑応答

(櫛田社長)

先ほど、第 6 号議案を説明する提案株主から、日本ビルディングに顧問が在籍しているとの発言があったが、本日時点で顧問はおりません。

(以下は上記 7. における株式会社ストラテジックキャピタル丸木の発言とそれに対する会社側回答の概要のみ記載)

① 株主対応の改善について

(丸木)

当社は証券市場のインフラを担う会社であるから、上場企業のお手本となるような行動をとってほしいと申し上げてきた。しかし、当社の株主対応は改善の余地がある、というか非常に問題がある。4 点申し上げる。

(ア) 株式取扱規程の開示

多くの上場企業は株式取扱規程を Web 開示している。しかし、当社は公に開示していないどころか、我々が株式取扱規程を入手するに際し、弊社の登記事項証明書、個別株主通知、さらに請求書まで提出を要請された。定款の附属規程として平生から開示しておけば済むのに、何故、わざわざ株主に負担をかけるのか。我々に対応する当社の担当者も、時間の無駄である。

(イ) 株主提案の字数制限

株主に対しては 400 字制限を課して、日証金取締役会の反対理由は字数無制限である。例えば、第 5 号議案に対する反対意見の字数は約 1070 字である。これは、アンフェアである。株主の権利行使は制限して、それに対応する取締役会の意見表明は無制限とする、違法でないから良いとの考え方かもしれないが、そういう問題ではない。これは株主との信頼関係を大きく損なうものである。信義の問題である。

当社の定款によれば、株式取扱規程は代表執行役が定めることになっている。社長が 400 字制限を外すと決めれば済むことである。

(ウ) 株主名簿の閲覧謄写

株主名簿の閲覧謄写についても、弊社の社員が当社に出向き、印刷された株主名簿を受け取るというものだった。弊社も手間であるし、日証金の担当者も同様ではないか。コピーして郵送いただく、又はデジタルデータのまま送っていただければ良い。そうしていただける企業も多い。わざわざ株主と自社の社員に負担をかける必要があるのか。

(エ) 株主との面談について

当社は CGC をすべてコンプライしているにもかかわらず、原則 5-1①に従っていない。すなわち、原則

5-1①では「株主の希望と主な関心事項も踏まえたうえで、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役又は監査役が面談に臨むべき」と定められているが、我々がお会いできた取締役は社長と小幡取締役だけで、杉野取締役、飯村取締役、朝倉取締役との面談は断られ続けている。我々としては、小林会長と増淵特別顧問とも面談したいが、これも叶えられていない。弊社の投資先で、弊社が希望した経営陣幹部と会えないのは、日証金だけ。他社は、会長、社外取締役全員、監査役など、我々が面談を希望した方と会うことができている。

現在の当社の IR の方針は、社長、社外取締役 1 名、など特定の方だけが投資家との面談に応じるわけで、原則 5-1①はコンプライしている以上、株主の希望する経営幹部は面談に応じるべき。でなければ当社の CG 報告書は虚偽記載の状態だ。

さらに、この5月の決算発表後に我々は社長との面談をお願いしたが、これも拒否された。我々は5%超を保有する大株主である場合に、本決算後の面談を拒否されたことは今まで経験したことがなく、大変驚いた。また、その理由が、①昨年来我々と6回面談し他の株主との対話の重要性に配慮すること、及び②我々が株主提案をしていること、であった。6回と言うが社長とは3回である。他の株主要望があれば全て会えば良いし、我々とも3回でも10回でも面談していただければ良いではないか。社長の時間が取れないとは考えられない。

株主提案をしている株主とは会わない、との経営者も初めてである。株主提案している株主であればなおさら、対話を重ねるべきではないか。他社の経営者は皆、そうしていただいている。我々は、本年は他の6社に提出した株主提案の全部又は一部を取り下げている。株主提案後も対話を重ねているからだ。

本日もこうやって色々とは私は話しているわけだが、決算後に面談できれば、直接お話しすることで済んだかもしれない。本日の発言は少な目で済んだかもしれない。特に、我々の株主提案に対する取締役会の反対意見などについては、（後で申し上げるが）とても金融証券市場の専門家とは思えないものもある。我々と事前に意見交換ができていれば、このように素人のような反対意見を株主総会招集通知に記載しなくても済んだはずだと思う。大変残念である。

このように直近は我々との面談を拒否してきたわけであるが、せめて、株主総会における株主の発言は、年一回の機会しかない株主権の行使であるから、制限することなく発言希望が尽きるまで受けていただきたい。

以上の通り、当社の株主対応は株主フレンドリーとは言えず、上場企業のお手本とは程遠いものである。株主対応の改善すべき点について意見を色々申し上げた。私は、色々発言したいし、総会の時間が長引かないよう協力したい。意見については、回答は不要である。

一点だけ榎田社長にお尋ねする。「株主提案していることが、何故、その株主と対話しない理由になるのか」についてだけ、回答をお願いする。

(榎田社長)

質問は最後の一问だけか。

(丸木)

そうです。その方が時間の短縮になるでしょう。

(榎田社長)

質問ではないと言われたが。我々は株主様の権利行使については法律上の手続きとして求められているものについては、いずれの株主からそうした請求をお受けした場合でもお願いしている。もちろん、今後株主に手数料をかけないようにするべきではないかということについては意見として承る。

字数制限については、反対意見の方が字数が多くてアンフェアではないかということだが、株主様の提案に賛成する場合は良いが、反対せざるを得ない場合は、株主提案の誤解について指摘したり、他の株主に状況が判るように細く説明もしなければならぬから、字数が多くならざるを得ない。アンフェアというのは当てはまらない。

面談については、CGC 原則 5-1 でも合理的な範囲で、とあるし、株主様のおっしゃられた通り小幡取締役を含め 6 回お会いしている。何回でも他の株主とも会えば良いというご意見は承るが、我々としては合理的な範囲で前向きに対応している。

提案株主とは面談しないとの方針があるわけではない。提案されたタイミング以降、そういう時間が取れなかっただけだ。

(丸木)

社長からお答えいただくのは有難いが、それで時間が長くなってしまったから、質疑を打ち切るというようなことは無しにさせていただきたい、とお願いしておく。私は別にお答えいただかなくても良いと申し上げているので。

株主提案した株主とは会わないと、弊社の社員から面談をお願いしたメールに対する御社からの返信に明確に書いてある。このメールは誤りであったということで良いか。

(榎田社長)

それは質問ですか。

(丸木)

いや、質問ではない。もう良い。

② 執行役と取締役の候補者選定とその資質について

(丸木)

当社は、5/16 付で「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」を公表した。この資料には、執行役に求められる資質を 8 点ほど掲げ、2022 年 2 月 28 日に公表した当社執行役の人事についてその

人選は、「内部出身者、公共部門出身者、金融・証券界出身者をロングリストとして整理した」と書かれている。

また、株主提案の第 5 号議案の反対意見では、日銀出身者の登用について「公共的役割を十分認識して業務執行を遂行できる、金融証券市場全般について広範な知見を有する、環境変化に柔軟に対応できる」などの執行役に求められる資質を有すると記載されている。しかし、当社の指名委員会が執行役に必要な資質の概念を整理したのは、昨年度以降とも明記されていたから、それ以前に当社に天下った日銀出身者は、この基準で選ばれたわけではない、ということだ。当社の日銀出身者の方々が経営者の資質を備えていると主張できるように、後付けで概念整理をしたのだろう。本来は、当社取締役会の在るべき対応としては、私が希望する対応としてはということだが、今までの天下りの実態を素直に認めて、「今後は具体的にこれこれのように改善します」、とする方が遥かにスマートでマーケットからも評価されると思う。このような後付けで過去の天下りを正当化しようとする行為は大変残念である。ただ、まあ、せっかく執行役に求められる資質を整理していただいたのだから、この点についても後でお話したい。

まず、今後のこととして執行役と取締役の選任についてお願いしたい。ロングリストについては、今後も出来レースではない実質的なリストを、社長個人ではなく指名委員会主導で作成し、執行役に必ず日銀 OB が 3 名（会長、社長、専務又は常務）入るような恣意的な運用はやめるべきである。さらに、東証 OB を 1 名、財務省 OB を 1 名、取締役・執行役とするような運用も無いようにお願いしたい。当社は上場企業なのである。そして、指名委員会は、新たな候補者だけではなく、取締役と執行役の再任に際しても、再任するに値する人物か否かを評価すべきである。

次に、当社に整理していただいた、執行役に求められる「資質」について申し上げたい。非上場企業なら当社が公表した資質だけで良いかもしれない。しかしながら、非常に重要な点が欠けている。それは、営利企業における経営者としての勤務経験・実績又はその経験が無くても実行できる能力を有していることである。

(榎田社長)

丸木さん、すみません。できるだけ簡潔にお願いできますか。

(丸木)

だから、短くしたいのですから、社長も私が答えなくても良いと言っているのに答えなくて良いですから。私もたくさん発言したいから、質問を減らして意見だけにしています。

(※元の話題に戻り)

つまり、資本コストを踏まえ、それ以上のリターンをあげる経営計画を立案し、実行できるという能力である。我々が問題にしているのは、当社の株主価値の低迷である。昨日現在も株価は解散価値の 0.55 倍である。これを何とかしてもらいたいのである。我々は、日銀出身者だから直ちに駄目だと言っているのではなく、株主価値を向上できない経営者が駄目だと言っているのである。現に当社については、結果が出ていないのである。

質問は一つ。指名委員会委員長の小幡取締役にお尋ねする。当社は上場企業であり、経営者に求められ

る資質として「株主が期待する以上の利益を計上できる経営能力、すなわち資本コスト以上のリターンをあげられる経営計画を立案し実現できる能力」が必要である。なぜ、この点が当社の経営陣に求められる資質に含まれていないのか。当社は非上場会社になる予定なのか。

(櫛田社長)

私も指名委員会の委員なので、私からお答えする。

当社は昨年の中期経営方針で示した通り、免許業務を行っているのでビジネスポートフォリオを変えることはできないが戦略リスクは低い。そこで資本コストは色々と算定すると 4%台の半ばということである。そして資本コストを上回る ROE 5%を目標と定めている。当社取締役会が一致して当社の企業価値を高めるといってやっている。決して、株主価値向上の取り組みが緩いということではないと思っている。

また、執行役に求められる資質について後出しと言われたが、前からあったものを今回取締役会の構成を見直す際に執行役についても IR 等でご議論をいただいた資質をもとに見直した。過去の経営陣について私を含め現在の取締役が申し上げることは無い。過去の取締役会がその時点に置いて適正に意思決定をしたということだ。制度金融の観点から、企業のリーダーとの観点から、どういった人間がふさわしいか、公共性、金融経済全般の資質などが重視されてきたのではないかと。いずれにせよ過去について申し上げる立場にはない。

日本銀行出身者という一種のレッテルをもって、企業価値向上にインセンティブが無いのかのような議論はあまり適切ではないと思う。株主様からそうした誤解の無いよう、今後とも ROE の向上も目指しておりますので、株主様には引き続きご支援をお願いしたい。

③ 第 6 号議案の取締役会の反対意見について

(丸木)

第 6 号議案の取締役会の反対意見「日本銀行から天下りで社長に就任した人物が、退任後もなお特別顧問の地位に居続けることは社会的公正（いわゆる ESG の S）にも反する、との指摘は株主価値向上とは無関係と考えている」と述べられている。つまり、当社取締役会の反対意見は、天下りは社会的公正に反する、という点については異論を述べないが、株主価値向上とは関係ないと言っている。

しかし、S が優れていることは、通説では、株主価値とは大いに関係があると考えられている。昨今は ESG に優れた会社に投資する機運が高まっていることはご承知の通りである。すなわち、ESG が良い会社に資本を拠出しようとする投資家が増えるにつれて、この種の企業により多くの資本が集まり、資本コストが下がるのである。これは、米投資情報誌が ESG 投資で最も影響力を持つ人物の一人に挙げるハーバード大学の教授が昨年 1 月に公表された論文で書いている。したがって、S の改善は株価が高まるということになる可能性が高く、S は株主価値とは無関係とする当社取締役会の主張は正しくない。この点については、当社の経営陣が「金融証券市場全般について広範な知見を有する」との資質に欠けている可能性を示しているのではないかと。

我々が必要と考える別の資質についても申し上げる。上場企業の経営者であれば、従業員を率いるリーダー

として、取引先から信頼される事業責任者として、そして何より株主に選ばれてその期待に応える経営者であるから、人間としての「品格」、「品性」が必要だと考えている。

増淵氏は 2004 年に社長となり今も当社の特別顧問である。天下ってこれだけ長く居座っている状態について、株主からのみならず外部から見ればどのように映るのかについて考えが及ばず、恥ずかしいと思わない方に上場企業の経営者としての「品格」、「品性」という資質が備わっているとは思えない。

以上、「ESG」の「S」は株主価値向上に関係があること、経営者には「品格」「品性」も必要な資質である、との意見をお伝えする。質問ではないので回答は不要である。

(櫛田社長)

ご意見として承る。

他にはいかがでしょう。ちょっと時間になりましたので、最後のご質問ということでよろしいでしょうか。

(丸木)

いや、まだ、あと 3 つ 4 つは発言させていただきたい。

(櫛田社長)

コロナ禍での開催でもありますのでできるだけ円滑な議事運営にご協力賜りたい。あと 1 問、ということよろしいでしょうか。

(丸木)

だから、さっき申し上げたじゃないですか。時間が長くなっちゃうから、社長は余計なことを回答しなくて良いって言ったのではないですか。質問だけ答えていただければ良かった。それで私の発言を制限するのは狡いです。そう思いませんか、皆さん。

④ 第 8 号議案に対する取締役会の反対意見について

(丸木)

次に申し上げたいのは、第 8 号議案に対する取締役会の反対意見についてです。レバレッジを効かせて有価証券投資を行い、資本コストを上回る ROE を目標とするということだが、この考え方は証券投資の素人の考え方だ。その理由は、①日証金は有価証券運用の専門家ではない、我々のような運用の専門家ではなく、ただ保有しているだけ、②投資信託などとは異なり、日証金には法人税が課され、株主の取り分は法人税引き後である、③特に REIT については、50%程度のレバレッジが既に組み込まれているはずで、更にレバレッジを効かせて買うとの投資判断をして良いのか、④日証金の株主は本業でのリターンを望んでいる。少なくとも我々はそうです。レバレッジを効かせた有価証券投資からのリターンに期待する投資家は、当社株式には投資しない。ヘッジファンドに投資する。

この反対意見も、当社の経営者に求められる資質である「金融証券市場全般について広範な知見を有して

いる」方々のご意見とは思えない。

⑤ ROE の考え方

(丸木)

次に、同様に、社長は、先日の決算説明会で、ROE について斬新な理論を開陳しておられた。残念ながら、ログミーファイナンスのウェブサイトでの当社決算説明会の書き起こしでは、ROE に関する社長のご発言が記載されていない。その斬新な理論とは、「現在の時価総額を自己資本の代わりに ROE の E と考えれば、ROE は 6%を超えるリターンを実現している」、とのご発言だ。

榎田社長の理論は、同じ当期純利益でも株価が下がれば下がるほど、時価総額の E に対して ROE が高くなっていると自慢できることになってしまう。例えば、ディスクロージャーや、ガバナンスの他「E」「S」についても悪化させて資本コストを高めれば、同じ当期利益の額でも株価は下がるのであり、そうすれば益々自慢できるということ。

まず、ROE の E の数値は、株主から預かっている自己資本であるから、決して時価総額ではない。当社の貸借対照表に表示されている自己資本の額を用いるべきで、当社の場合それより遥かに小さい時価総額を使う理由が意味不明である。当社は自己資本の金額分の資本を使って経営が行われているのである。そもそも ROE とは何なのか正確に理解して欲しい。榎田社長は証券アナリスト協会の理事なのだから、勝手な理論を作る前に、まずは証券アナリスト協会の教科書なりを読んで、最低限の勉強はしていただきたい。

このように、社長が ROE について良く理解せずに決算説明会で軽率に発言してしまうということは、資本コストを高めることに繋がり、株価下落の要因になりかねない。

以上、ROE について勉強し経営者に必要な資質である「金融証券市場全般について広範な知識」を身に付けていただきたいこと、及び、社長の不用意な発言で当社の資本コストを上げないようにしていただきたいこと、をお伝えする。

⑥ 証券業協会における議決権行使のガイドライン

(丸木)

第 9 号議案に対する取締役会の反対意見について申し上げる。

(榎田社長)

丸木さん、時間がもう来てますので、ご簡潔なご意見をお願いします。

(丸木)

簡潔にしています。あと 3 つくらい申し上げます。

第 9 号議案に対する取締役会の反対意見ですが、我々の提案理由にある通り、当社は原則として会社提案に賛成、株主提案に反対で議決権行使しているとお聞きしているが、それがなぜ「公平性・中立性を旨」とすることになるのか全く理解できない。議決権行使を放棄すれば中立ですが、これは、常に経営者を支持するとの議決権行使であり、経営者を支持しない方が公平・中立の場合もあるはず。

さらに、取締役会の反対意見では、事業会社の事業活動に影響を及ぼすことが悪いことのような書き方だが、議決権の行使によって、事業会社の事業活動に適切に関与することも議決権行使の役割だ。例えば、環境を破壊したり、法令違反を繰り返していたりする場合のみならず、株主価値を毀損し続けている経営者に対してはノーを突きつけ、そのような事業会社の事業活動に影響を及ぼすことも必要だ。証券市場のインフラを担うという当社の企業理念に照らして、資本市場の発展のためにはどうすべきかを真剣に考えて、議決権行使を判断するべきではないのか。

すなわち、議決権行使により事業会社の活動に関与するべきではないとの考え方は誤りである。関与することがフェアな場合があるということだ。

⑦ まとめ

(丸木)

今般の株主提案に対する取締役会の反対意見もそうだが、当社経営陣は、いかにして現状を維持するか又は当社経営陣の今までの経営方針を維持するか、を頑張って説明される。そうではなく当社はどう在るべきか、どのように改善することが望ましいかと考えていただきたい。

先ほど申し上げたが、決算後に面談できれば、直接お話することで済んだかもしれない。本日の発言は少な目で済んだかもしれない。特に、我々の株主提案に対する取締役会の反対意見などについては、申し上げた通りとても金融証券市場の専門家とは思えないものもあった。我々と事前に意見交換ができていれば、このように素人のような反対意見を書かなくても済んだはずだと思う。

我々は当社の株主価値の向上を心から望んでいる。この気持ちは、次期中期経営計画の ROE 目標を 5% と低い水準としている当社の経営陣の皆様より強いと自負している。そのような我々の意見を平生からもっと聞いて受け入れていただきたい。我々は株主であるから、当社に良くなってもらいたいのである。それもスピード感をもって変わっていただくことを期待しているのである。

⑧ 新規事業について

(丸木)

当社は、4/8 にファンドアドミニストレーション業務を開始すると公表した。思い付きで新規事業を開始したのではなく、事業計画が練られたものであることを、確認させていただきたい。我々の理解では、この業務はシス

テム投資負担がそれなりに大きいこと、及び受託金額に対し0.0何パーセントの手数料というビジネスであり受託金額が大きくないと事業として成立しない。

当社の筆頭株主であるシンフォニーフィナンシャルパートナーズもそうだと思うが、弊社のファンドもアドミニストレーターを使っている。ユーザーとしてアドミニストレーターに期待することは何か、弊社にもインタビューしていただければ良かったと思う。

そこで榊田社長に質問だが、この事業への投資額、担当部署の専任者の人数、見込まれる受託金額、事業としてのリターン ROIC は何%と見込んでいるのか、教えていただきたい。

(岡田専務執行役)

ファンドアドミニストレーション業務は、主にベンチャーキャピタルやプライベートエクイティファンドに関するものだ。したがって、それほどのシステム投資は不要でエクセルで対応できる程度のもの。人員も2～3名で小さく始める。

(丸木)

弊社の議決権行使基準に基づき第2号議案は山川氏には棄権、その他6名の候補者には反対する。第6号議案も反対する。その他の議案には賛成する。

8. 決議等

会社提案及び第6号議案（特別顧問の設置）を否決、第6号議案以外の株主提案を否決して終了。

以上